

## 古代の暦 —— 春を告げたのは…… ——

私たち現代人のように時間を管理する

時計や世界中の時間が把握できる通信機器などの「文明の利器」を持ちえなかった古代の人々はそのようにして歳月・時間の流れを管理していたのでしょうか？ 『日本書紀』天智天皇十年（六七二）四月条に「漏刻を新しき台に置く。はじめて候時を打つ。鐘鼓を動かす。はじめて漏刻を用いる」と記されています。漏刻とは水時計のことで箱のような容器の中に水がたまり、目盛りが刻まれた棒に浮きが付いており、水位の上昇により目盛りが変わる仕組みの時計です。それを役人が目視して、時刻を告げる鐘を鳴らしました。現在の十二時と五時の放送のような感覚です。

暦（カレンダー）については、中央政府から各国に暦が頒布されました。全国各地で具注暦と呼ばれる暦の破片が出土しています。紙は地中では腐ってしましますが、漆を塗る作業の際、漆の容器にゴミが入らないようラップの役割をした紙に漆が付着するとコピーリングされた状態で腐らずに出土します。これを漆紙文書といいます。紙は貴重だったため、役所で不要になった反故紙がリサイクルで使用されました。

た。

現在の感覚では考えにくいのですが、古代において暦と時間を管理すること、時を支配したこととなり、それは政策上重要なことであつたわけです。この頃、全国共通基準の下に様々な取決めが進められるようになりました。下野国でも同様に国衙（国府）から郡家（郡役所）を通じて村々に暦などの情報が提供されていたと考えられます。現在、市が配布する行政カレンダーにも通じる部分もあります。

また、暦には農事における吉日についても記されていました。田起こし、草刈、モグラ穴ふさぎ、種まきなどの農事サイクルが記されています。旧暦の二月は新暦の三月に相当することから二月には様々な農事が記されています。この他、農事（農業生産物）畑（口分田の班給は二月三十日まで）税（租・庸・調）となる当時の税制システムからやはり二〜三月は、古代においても税や出挙（種もみ・銭の貸付）に関する決め事が多い時期でした。現在も確定申告など税に関する作業が行われるのもこの時期です。ただ、当時のすべての人々が暦とお

りに生活していたとは考えられません。

特に農作業などは全国で時期も異なつたことでしょうし、地域独自の暦があつたはずですが、いわゆる「月読み」といわれるように一か月を理解し、自然現象から季節の変化を読み取る「自然暦」が各地で成立していたものと考えられ、それらが地域独自の伝統と文化を形成しました。当市に住んでいた古代の人々は、花の咲き方、風の匂い、霜の降り方、渡り鳥、男体山や那須連山の冠雪や富士山の見え方などで季節を感じていたのかもしれませんが、（当時、那須連山や富士山は時折、噴火していましたが……）

### 用語解説

漏刻：奈良県明日香村で1980年代に発見され飛鳥水落遺跡として史跡整備されています。

出挙：役所など公の機関が貸し付ける公出挙と富豪層が貸し付ける私出挙があり、大寺院などが貸し付けることもあり後の荘園化につながつたといわれています。下野薬師寺も五百町の墾田を持つており、出挙の貸し出しをしてきたと考えられます。

下野市教育委員会 文化課



薬師寺回廊と梅の花